平成２８年（フ）第４３６４号
千葉県松戸市松戸新田120番地の10―403
破産者　河野千惠子
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０３８号
東京都千代田区神田岩本町15番２号
破産者　有限会社産業資材新聞社
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９号
滋賀県長浜市高月町井口1314番地の42
破産者　湖北土建株式会社
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
島根県大田市大田町大田イ411番地
破産者　協同組合大田ファミリーデパート
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５２４号
千葉県船橋市三咲４―23―15　介護老人保健施設みさとの郷、住民票上の住所千葉県船橋市金杉台２丁目２番25棟502号
破産者　滝口　澄子
法定代理人成年後見人　豊田　　聡
1　決定年月日　平成28年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５７２号
千葉県船橋市丸山１丁目34番６号　グリーンゲイブルズ106号
破産者　山田　　功
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６１９号
千葉市中央区宮崎２丁目１番８号　マンション翠嵐503号
破産者　谷口　　仁
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４７２号
千葉県浦安市堀江５丁目24番27―101号　第２吉善マンション
破産者　齋藤恵久三（旧姓木村）
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８０６号
千葉県市川市行徳駅前４丁目９番６―415号（ローズガーデン行徳フィネス）
破産者　山本　　章
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２９５号
千葉県柏市豊四季112番地32
破産者　宰務　浩一
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１１８号
千葉県山武市白幡2294番地９　サーフサイドヒルズ109号室
破産者　板井　高史
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第４７号
長野県飯田市松尾城4253番地
破産者　アイビーテクノクリエイション株式会社
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第９４号
福岡県久留米市大善寺町宮本342番77
破産者　東洋プランニング株式会社
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２０７号
福岡市南区高宮２丁目１番40号、開始決定時の住所福岡県柳川市大和町徳益321番地１
破産者　横山　正剛
1　決定年月日　平成28年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第５４５号
札幌市豊平区豊平１条１丁目１番13号
破産者　株式会社アルケミスト
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５６５号
札幌市北区北22条西３丁目２番33―905号
破産者　有限会社セブンティースリーエス
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６０号
群馬県前橋市西片貝町４丁目16番地18アミックビル３階
破産者　株式会社心葵
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１６１号
群馬県前橋市西片貝町４丁目16番地18アミックビル３階
破産者　株式会社ＣＯＣＯＡＯ
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５１８号
東京都北区赤羽北２丁目13番９号
破産者　株式会社マテックス
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１５号
千葉県船橋市本町６丁目２番20号
破産者　株式会社モナド
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５９５号
千葉市中央区松波２丁目３番５号カワイビル１階
破産者　有限会社スピリット
1　決定年月日　平成28年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

第明治三十五種郵便物認可